地震保険セミナーを開催

一層の契約促進を決意

損保協会近畿支部 日本代協近畿ブロック

損保協会近畿支部（米川孝委員長）と日本代協近畿ブロック協議会（小橋信彦ブロック長）は、2月28日午後5時から、京都市下京区のキャンパスプラザ京都で地震保険セミナーを開催した。これには京都、滋賀、奈良の各代協会員・保険会社社員ら182名が参加し、社会的使命の再認識とお客様への提案、そして一層の契約促進を決意した。

182名が参加したセミナー会場

社会的使命を再認識

安心・安全な社会づくりに貢献

まず損保協会近畿支部京都損保会の中條太志会長が挨拶に立ち、地震保険付帯率が全国平均の63％に対し京都府56・8％、滋賀県58・7％、奈良県64・8％と京都と滋賀が下回っていることに触れ、「本日のセミナーを通して地震リスクの理解を深めていただくとともに、一人でも大切なお客様をお守りするという皆様の社会的使命を再認識していただき、お客様へのご提案、そして一層の契約促進に努めて参りたい」と述べた。

中條会長

続いて、日本代協の黒石光寿地域担当理事が「地震保険は、被災した方々が暗闇の中から将来に向かって最初の一歩を踏み出す『希望の光』となる力を有している。地震保険と地震リスクについて、お客様、地域住民の方々へ日々の情報提供と啓蒙を着実に行い、安心で安全な社会づくりに貢献するために、ここにいる皆様と心を一つにして取り組んで行きましょう」と参加者に呼びかけた。

また、京都府危機管理付防災消防企画課調整・計画担当上田哲生副課長が来賓挨拶を行い、「地震リスクの啓発を進めていただくとともに、防災・減災、さらには万一災害が発生した際の早期の復興が可能となる取組みについて皆様に一層のご協力をいただきたい」と述べた。

講演では、京都地方気象台地震津波防災官の山根宏之氏が「近畿地方における地震・津波リスクについて」のテーマで行った。

山根氏は、近畿地方の活断層は中央構造線の北側に多く分布し南側ではほとんど認知されていないのが特徴であり、琵琶湖西岸断層帯、奈良盆地東縁断層帯、上町断層帯、中央構造線断層帯が今後強い揺れをもたらす確率が高い（Sランク）とし、それぞれの位置を示しながら注意を促した。懸念される南海トラフ地震の被害予想、また、具体的な地震・津波対策を例示し、とくに家庭内、地域連携を含めた訓練が重要で、災害時には緊急地震速報、津波警報など情報をフル活用して安全確保行動に最善を尽くすことが大切な命を守ることにつながると述べた。

続いて小橋ブロック長（京都代協会長）をコーディネーターとし、パネルディスカッション形式で各府県代協の地震保険普及に向けた取組みが発表された。㈱トラスト保険サービス前田敏実氏（京都代協）、㈲ウェルフィット西山裕次氏（奈良県代協）、㈲カツミ保険事務所勝美昂生氏（滋賀県代協）の各パネリストが、顧客情報を市町村のハザードマップ、あるいは多くの優れた機能を有する各保険会社独自のハザードマップとリンクさせ、顧客の居住地域の危険性をありありと感じてもらう。大阪府北部地震での具体的な損害額と支払い事例を更改時等に提示して地震保険の重要性を訴える。定期的に地震保険相談会を実施する。損保協会の生活を守る！　防災・減災情報「地震災害」等の資料と日本代協のみなさまの保険情報をフル活用―といった有益な取組みを披露するなど、参加者一同で共有する実り多いディスカッションとなった。

引き続き、損保協会近畿支部から中條会長、奈良損保会高津隆一会長代理、滋賀損保会高木浩会長、ならびに小橋ブロック長、奈良県代協服部典正会長、滋賀県代協西智弘会長が壇上に整列し、地震保険の普及に向けて力強く決意表明を行った。

最後に滋賀県代協山口祐貴CRS委員長が閉会挨拶を行い、終了した。

決意表明した代表

一人でも多くのお客様を守る

リスク・エイド

セミナーで小野氏が講演

キャプティブをテーマに

セミナーのようす

NPO法人リスク・エイド（代表理事　吉田浩）は3月20日午後3時30分から神戸市のJEC日本研修センターで月例のアドバイザーミーティングとセミナーを開催した。

アドバイザーミーティングでは、今国会に提出されている「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」（中小企業強靱化法案）について副代表理事の伊集院剛史氏が解説、中小企業に対する事業継続力強化に向けた支援策についてのディスカッションを行った。

セミナーでは、「キャプティブ」について監事の小野力氏が解説を行った。

まず、同氏は、ART（代替的リスク移転手法）と保険との差異について「保険は『リスク集積』『リスク分散』の3つの要素から成り立っているが、一方、ARTでは3つの要素のいずれかが欠けているために保険とはみなされない。例えば、保険デリバティブは、リスク移転はあるが、リスク分散はなく保険とは区別されている」と説明。

キャプティブはARTの一種であり、「自家保険から発展したリスク保有の形態」と述べた上で、キャプティブの典型例を紹介してなぜそのように言われるのかを解説した。

キャプティブにはプレーヤーとして【親会社】【国内保険会社】【再保険会社】などが登場する。そして、キャプティブ自体は海外のタックス・ヘイブンに設立されるなど、複雑なスキームが必要となる。実は、そのいずれにも税務・法務の観点から意味があり、保険やその制度を考える上で興味深い題材を提供してくれる。

また、歴史的には、キャプティブは租税回避を目的としていた。しかし、現在では租税回避という目的は薄れており、特に米国では設立地もタックス・ヘイブンではなく国内が多くなっている。このことは、多くの米国企業がキャプティブをリスクマネジメントにとって重要であると認識していることを示している。

しかし、日本ではキャプティブに関する法制度が整備されておらず、国内でのキャプティブ設立は難しい。過去に金融特区の目玉としてキャプティブの設立を認める動きがあったが実現しなかった。

参加者からは、「キャプティブが自家保険に近いと言われる理由が理解できた」などの感想が出された。

自然災害と損害賠償実務

大阪代協堺支部

2弁護士が講演

大阪代協堺支部（中村和博支部長）は、3月8日午後2時から、大阪府堺市のAIG損保南大阪支店で総会ならびに講演を開催した。総会には会員36名、来賓5名、講演には45名が参加した。

講演のテーマは『自然災害と損害賠償実務』で、講師はZEN法律事務所の崔博昭代表弁護士、久岡秀行弁護士。

熱心に聴く参加者たち

まず、崔氏から『不可抗力』と『瑕疵』について説明があり、「自然災害による損害賠償についてすべてが『不可抗力』として責任を免れることはない。『不可抗力』として考えられるものは相談を受ける事案の80～90％であり、残りの10～20％は『土地工作物責任（民法717条）』（表1）として責任を負わなければならない」と強調した。

続いて、久岡氏が裁判例をもとに『土地工作物責任』について解説した。その適用のポイントとして、①土地の工作物（建物、塀、温水器、配管など）が原因となり、他人に被害が発生したこと、②その工作物の設置または保存に瑕疵があったことを挙げ、「その工作物が通常要求される安全性を備えていたか否かで責任の有無が異なる」と述べるとともに、地震や台風に関する裁判例（表2）を紹介しながら「判決に関しては裁判官によって判断が異なることがある」と話した。

講演に参加した会員の大谷氏は「講演を通じて我々代理店はお客様へ日ごろから工作物のメンテナンスを心がけるよう助言しなければならないこと、自然災害であっても賠償責任が発生するケースがあることが分かりました」と感想を述べた。

自然災害で損害賠償のケースも

表1．土地工作物責任（民法717条）

土地の工作物の設置または保存に瑕疵（欠陥）があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

表2．地震、台風の裁判例（紹介された裁判例の一部抜粋）

●東京地裁（平成25年2月12日判決）＝地震
（事案の概要）
東日本大震災により、階上住戸内の電気温水器の配管が断裂し、階下住戸に漏水が発生した。それにより、原告の所有するコンピュータ等が故障した事案。
（裁判所の判断）
電気温水器の瑕疵を認めて、階上所有者の賠償責任を肯定。
①震度5強～6強　②設置から約26年5か月経過
③外観上は問題なし　④近隣の住宅でも同様の事故
（認容額）原告の請求約300万円、認容額42万2,000円

●東京地裁（平成19年4月11日判決）＝台風
（事案の概要）
被告から、建物の一室を賃借していた原告が、天井から大量の漏水があり、保管していたレコーディング用音楽機材が水浸しになり、使用不能になった事案。
（裁判所の判断）
本件建物は、建物が通常備えるべき安全性を欠いており、その設置または保存に瑕疵があったとして、請求を一部肯定。
①昭和26年以降最強の勢力　②他でもがけ崩れ浸水害が多数発生
③以前にも漏水が発生していた等
（認容額）原告の請求1,058万6,400円、認容額800万円